

「児童福祉司」資格要件調査票

氏名	
----	--

該当するものに○をつけること(複数回答可)
※1～27のいずれか1項目に該当する必要があります。

該当号	項目	該当済み	該当見込み	
1号	1 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者(※1)			従事先 従事内容
	2 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(1に掲げる者を除く。)(※1)			従事先 従事内容
	3 指定施設において四年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者(※1)			従事先 従事内容
	4 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(※1)			従事先 従事内容
2号	5 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科(旧・国立秋父学園付属保護指導職員養成所養成部児童指導員科)を卒業した者			
	6 国立武蔵野学院付属人材育成センター養成部(旧・国立武蔵野学院付属児童自立支援専門員要請所養成部)を卒業した者			
	7 上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科を卒業した者			
3号	8 全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程を修了した者			
	9 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設(※2)において1年以上相談援助業務(※3)に従事した者			大学名 学科名 従事先 従事内容
4号	10 医師			
5号	11 社会福祉士			
6号	12 精神保健福祉士			
7号	13 公認心理師			
8号	14 社会福祉主事(※4)として、2年以上児童福祉事業に従事した者(※2)			従事先 従事内容
9号	15 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者			大学名 学科名 従事先 従事内容
	16 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者			大学院名 研究科名 従事先 従事内容
	17 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者			大学名 学科名 従事先 従事内容
	18 社会福祉士試験に合格した者			
	19 精神保健福祉士試験に合格した者			
	20 保健師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者(※3)			従事先 従事内容
	21 助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者(※3)			従事先 従事内容
	22 看護師であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者(※3)			従事先 従事内容
	23 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者(※3)			従事先 従事内容
	24 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において1年以上(同法に規定する二種免許状を有する者については2年以上)相談援助業務に従事した者(※3)			資格名 従事先 従事内容
	25 社会福祉主事たる資格を得た後に、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間と、児童相談所の所員として勤務した期間の合計が2年以上である者(※3)			従事先 従事内容
	26 社会福祉主事たる資格を得た後に、3年以上児童福祉事業に従事した者(※3)			従事先 従事内容
	27 児童指導員であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者(※3)			従事先 従事内容

私は児童福祉法第13条3項第 _____ 号に該当しています。

私は児童福祉法第13条3項第 _____ 号に該当見込みです。

- * 1 1から4については認定法人が認めた講習会を受講し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、認定法人の登録簿に登録が必要。
- * 2 14は内閣総理大臣が定める講習会の課程の修了が必要。講習会の要件は以下のとおり
 - ① 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
 - ② 講義及び演習により行うものであること。
 - ③ 修業期間は、おおむね1月以内であること。
 - ④ 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
 - ⑤ 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
 - ⑥ 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講習及び演習	児童の権利擁護	1.5
	児童家庭福祉における倫理的配慮	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	3.0
	ソーシャルワークの基本	1.5
	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	4.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	3.0
	関係機関との連携・協働と在宅支援	3.0
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待への対応の基本	4.5
	少年非行への対応の基本	1.5
	障害相談・支援の基本	1.5

- * 3 20から27はこども家庭庁長官が定める講習会の課程の修了が必要。要件は以下のとおり
 - ① 講義及び演習により行うものであること。
 - ② 修業期間は、おおむね三月以内であること。
 - ③ 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
 - ④ 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
 - ⑤ 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

- ※1 1から4の要件については「こ支産第81号 こ成保第159号 令和6年3月18日 こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」を御確認ください。

指定施設とは以下のとおり

- ※2 ①社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七条第四号の厚生労働省令で定める施設
- ②精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第七条第四号の厚生労働省令で定める施設(前号に掲げる施設を除く。)
- ③前二号に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

要件を満たすためには、指定施設において福祉に関する「相談援助業務」(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務)に従事していることが必要である。

- ※3 指定施設に配置された保育士であって、保護者に対する相談、助言若しくは指導又は援助を行うための関係者との連絡、調整等の業務に年間通じた勤務時間の概ね5割以上従事した場合は、これに含まれる。
病院、社会福祉施設等における看護、介護等に直接従事する業務はこれに含まれない。

- ※4 「社会福祉主事として」とは、「社会福祉主事としての資格を有し」の意味ではなく、現実に社会福祉主事(福祉事務所におけるケースワーカー)として勤務した場合のみを指す。